

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査のあらまし

### ( 1 ) 調査の概要

工業統計調査（指定統計第 10 号）は、工業の実態を明らかにすることを目的として、経済産業省所管により毎年実施され、今回の調査は平成 12 年 12 月 31 日現在で実施されたものである。

### ( 2 ) 調査の対象

調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる大分類 F - 「製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。

なお、昭和 56 年、57 年、59 年、61 年、62 年、平成元年、3 年、4 年、6 年、8 年、9 年および 11 年の調査は、従業者 4 人以上の事業所および特定業種で従業者 3 人以下の事業所について実施された。

平成 12 年の調査は全数調査であり、製造業に属するすべての事業所、したがって従業者 3 人以下の事業所についても調査対象とした。本書では、第一部市・区別概要として従業者 4 人以上の事業所についての集計結果を、第 2 部学区別概要として従業者 3 人以下の事業所を含む全事業所の集計結果を掲載した。

## 2 集計項目の内容

### ( 1 ) 事業所数

平成 12 年 12 月 31 日現在の数値であり、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は集計から除外した。

### ( 2 ) 従業者数

平成 12 年 12 月 31 日現在の常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者との合計である。

### ( 3 ) 現金給与総額

平成 12 年 1 年間（現金給与総額、製造品出荷額等のように、期間に基づく数値については原則として平成 12 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間である。）に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与等である。

### ( 4 ) 原材料使用額等

平成 12 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額である。

### ( 5 ) 製造品出荷額等（内国消費税額を含む）

製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を平成 12 年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、製造品出荷には次の場合が含まれる。

同一企業に属する他の事業所に引き渡したものの。

自家使用されたものの。

委託販売に出したものの。

製造品出荷額は、工場出荷価額である。

加工賃収入額とは、平成 12 年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、または受け取るべき加工賃である。

製造品出荷額等には、この他に修理料収入額がある。

### ( 6 ) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいる。

### ( 7 ) 有形固定資産投資額

平成 12 年 1 年間の帳簿価額による数値である。

( 8 ) 工業用地

敷地面積、建築面積及び延べ建築面積は平成 12 年 12 月 31 日現在の数値である。

( 9 ) 工業用水

平成 12 年の 1 日当たりの数値である。

( 10 ) リース契約額

平成 12 年 1 年間に新規に契約したリース物件の契約額（リース料総額）であり、消費税額を含んだ額である。

( 11 ) リース支払額

平成 12 年 1 年間にリース物件使用料として実際に支払った金額であり、消費税額を含んだ額である。これには、平成 12 年以前にリース契約した物件に対する支払いリース料も含まれる。

### 3 集計項目の算式

( 1 ) 製造品出荷額等

製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 修理料収入額

( 2 ) 生産額

ア 従業者 30 人以上の事業所の場合

生産額 = 製造品出荷額等 + 年末在庫額（製造品 + 半製品・仕掛品） - 年初在庫額（製造品 + 半製品・仕掛品）

イ 従業者 10 ~ 29 人以下の事業所の場合

生産額 = 製造品出荷額等 + （年末在庫額 - 年初在庫額）

（注；従来は、生産額 = 製造品出荷額等として算出していたので、時系列比較においては注意されたい。）

ウ 従業者 9 人以下の事業所の場合

生産額 = 製造品出荷額等

( 3 ) 付加価値額

ア 従業者 10 人以上の事業所の場合

付加価値額 = 生産額 - （原材料使用額等 + 減価償却額 + 内国消費税額）

イ 従業者 9 人以下の事業所の場合

付加価値額 = 生産額 - （原材料使用額等 + 内国消費税額）[ = 粗付加価値額 ]

( 4 ) 有形固定資産投資額

ア 従業者 30 人以上の事業所の場合

有形固定資産投資額 = 有形固定資産取得額（土地 + 土地以外） + 建設仮勘定年間増減額

イ 従業者 10 ~ 29 人の事業所の場合

有形固定資産投資額 = 有形固定資産取得額（土地 + 土地以外）

( 5 ) 1 事業所当たり生産額

1 事業所当たり生産額 = （生産額 - 内国消費税額） ÷ 事業所数

(注)算式中の内国消費税額とは、消費税、酒税、たばこ税、摘発油税及び地方道路税の納付税額または納付すべき税額の合計である。

### 4 学区別集計について

本書の第 2 部に掲載した学区別集計は、学区（調査日現在の小学校通学区域、中区は国勢統計区）をもとに、従業者 3 人以下の事業所を含めて集計したものである。集計の単位となる学区は、全市で 260 学区であり、前回（平成 10 年）集計以降新設された学区はない。

## 5 産業中分類の略称と産業3類型について

| 略 称       | 産 業 中 分 類                | 基 礎<br>素材型 | 加 工<br>組立型 | 生活関連・そ<br>の他型 |
|-----------|--------------------------|------------|------------|---------------|
| 食料品       | 1 2 食料品製造業               |            |            | ○             |
| 飲料・たばこ・飼料 | 1 3 飲料・たばこ・飼料製造業         |            |            | ○             |
| 繊維工業      | 1 4 繊維工業（衣服，その他の繊維製品を除く） |            |            | ○             |
| 衣服・その他    | 1 5 衣服・その他の繊維製品製造業       |            |            | ○             |
| 木材・木製品    | 1 6 木材・木製品製造業（家具を除く）     | ○          |            |               |
| 家具・装備品    | 1 7 家具・装備品製造業            |            |            | ○             |
| パルプ・紙     | 1 8 パルプ・紙・紙加工品製造業        | ○          |            |               |
| 出版・印刷     | 1 9 出版・印刷・同関連産業          |            |            | ○             |
| 化学工業      | 2 0 化学工業                 | ○          |            |               |
| 石油・石炭製品   | 2 1 石油製品・石炭製品製造業         | ○          |            |               |
| プラスチック    | 2 2 プラスチック製品製造業（別掲を除く）   | ○          |            |               |
| ゴム製品      | 2 3 ゴム製品製造業              | ○          |            |               |
| なめし革・同製品  | 2 4 なめし革・同製品・毛皮製造業       |            |            | ○             |
| 窯業・土石     | 2 5 窯業・土石製品製造業           | ○          |            |               |
| 鉄鋼業       | 2 6 鉄鋼業                  | ○          |            |               |
| 非鉄金属      | 2 7 非鉄金属製造業              | ○          |            |               |
| 金属製品      | 2 8 金属製品製造業              | ○          |            |               |
| 一般機械      | 2 9 一般機械器具製造業            |            | ○          |               |
| 電気機器      | 3 0 電気機械器具製造業            |            | ○          |               |
| 輸送用機器     | 3 1 輸送用機械器具製造業           |            | ○          |               |
| 精密機器      | 3 2 精密機械器具製造業            |            | ○          |               |
| 武器        | 3 3 武器製造業                |            | ○          |               |
| その他       | 3 4 その他の製造業              |            |            | ○             |

## 6 結果数値について

- （１）結果数値は、表章単位未満を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- （２）文中及び表中の百分率は原単位当たりで算出したものである。
- （３）統計表中で、事業所数が「１」又は「２」の場合は、事業所数以外の調査項目の結果数値を「X」で表した（秘匿した）。また、他の結果数値からそれらが判明しないように「X」で表した箇所がある。
- （４）本文中の「寄与度」とは、対前年増加率に対してその内訳の増減数がどの程度貢献したかを示す指標である。

$$Aの寄与度（\%）= Aの増減数 / 前年または前回の総数 \times 100$$

## 7 統計表中の記号について

- （１）「0.0」 単位未満
- （２）「-」 皆無または該当数値のないもの
- （３）「X」 秘匿したもの
- （４）「\*一般機械」で、斜体で示した数値には、「武器」を含む。

## 8 その他

この集計数値は、名古屋市分についてまとめたものであり、後日愛知県および経済産業省が公表する確定値とは相違することがある。

参考 「22 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲について

| 製 造 品 名                  | 産業細分類 | 製 造 品 名           | 産業細分類     |
|--------------------------|-------|-------------------|-----------|
| 家具                       | 1799  | 楽器                | 3421～3429 |
| 履物、同附属品                  | 2322  | レコード              | 3496      |
| かばん                      | 2461  | がん具、がん具用歯車、がん具用軸受 | 3431      |
| 袋物                       | 2471  | 人形                | 3432      |
| ハンドバック                   | 2472  | 事務用品              | 3441～3449 |
| 歯車（時計用、がん具用を除く）          | 2975  | 装身具、装飾品           | 3451      |
| 軸受（時計用、がん具用、玉軸受、ころ軸受を除く） | 2975  | ボタン               | 3453      |
| 軸受（玉軸受、ころ軸受）             | 2994  | 畳                 | 3472      |
| 抵抗器（配電制御用）               | 3013  | パレット（運搬用）         | 3493      |
| コンデンサ（通信機用を除く）           | 3019  | モデル、模型            | 3494      |
| 通信機用抵抗器、コンデンサ            | 3084  |                   |           |